

# ジオメトリストの会 会則

## (名称)

第1条 本会は、「ジオメトリストの会(Geometrist Club)」という。

本会は、地理空間情報の専門技術者の会であり、測量技術である Geometry と専門家の Specialist を合わせた造語として、Geometrist という新語を用いる。

## (目的)

第2条 地理空間情報専門技術のさらなる発展に貢献するため、地理空間情報専門技術者の相互の情報共有、専門技術力向上に向けた指導・育成・継続教育支援を行う集団として、わが国の地理空間情報専門技術における企業横断形の役割を果たし、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## (会の活動)

- 第3条 本会は、会員による自主的で独立的な組織である。本会の目的を達成するため情報交換会、研修会、視察、講習会、講演会、出版、提言、その他必要な事業を行う。
- 2 メールマガジン等を利用した情報発信と情報共有を目指す。
  - 3 会長の委任を受けて、それぞれの活動の担当委員が企画・計画・実施を行う。活動は、定期的に会員に報告する。
  - 4 会活動の一環として支部を設置する。正式名称は「ジオメトリストの会〇〇支部」とする。ただし、支部活動等の便宜上、略称・愛称を使用することも認める。支部は正会員から構成し、互選によって支部長を決定する。

## (会員)

第4条 本会の会員は、正会員とする。

正会員は、会の決定事項に議決権を有する。

- 2 本会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

## (会員の入会資格)

第5条 正会員は、公益社団法人日本測量協会が実施する地理空間情報専門技術者として資格が認定された者（以下、ジオメトリストと呼ぶ）とする。

(入会・退会の手続)

第6条 本会の趣旨に賛同する者で、会員資格を有する者は、事務局に入会申請書を提出しなければならない。

2 本会を退会する会員は、退会届を提出しなければならない。

3 2年以上会費を納入しない会員及び連絡不明になった会員は、自然退会とみなし、当該会員を会員名簿から抹消する。

(会費)

第7条 会費は総会において決定される。

(役員)

第8条 本会の役員には、会長（1名）、副会長（2名以内）、代表委員（10名以内）、委員（10名以内）、監査（若干名）、評議員（若干名）を置く。

2 会長は、会を代表し、総会など会議の議長を務める。会長は、会の運営に関する議案やその他の計画・提案の取りまとめの責任をもつ。

3 副会長は、会長が不在あるいは任務不能となったときの会長代行を務める。

4 代表委員および委員は、総会の決議に基づいて会務の審議処理を担当する。

5 監査は、本会の経費の監査を行う。

6 評議員は、会長の諮問に応じて会務の遂行について会長に助言する。

7 会長、副会長、代表委員、委員は、年次代表幹事を兼任できる。

8 役員は、企画委員会を組織し、本会の全般にわたる企画、運営等に務めるとともに、企画委員会のもとに、適宜、個別の実行委員会を組織できる。

9 役員は、総会において互選により選出され、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くこととする。

2 顧問は、正会員の推薦により総会の決議を経るものとする。

(総会)

第10条 年次報告、収支決算、次年度計画、次年度予算、会計監査、入会・退会、役員選出、その他、会の運営に必要な事項の決議は、総会において、会員の過半数を以って決定される。

2 総会は、原則として、会計年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。

3 会則変更は、会員の3分の2以上を以って決議される。

(会員の義務と権利)

第 11 条 会員は、会則に従う義務を有する。会員は年会費の納入をしなければならない。

2 会員は、常に連絡できるように住所、メールアドレス等の所在を事務局に届け、更新しなければならない。

3 会員は、総会に出席または、委任状を提出し、総会の決議に参加する権利を有する。

4 会員は会のいかなる運営にも参加する権利を有する。

(会計年度)

第 12 条 会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。

(事務局)

第 13 条 本会の事務局は、公益社団法人日本測量協会測量技術教育部に置く。

2 事務局では、会員に対する事務連絡など、会の運営に必要な事務を行う。

(雑則)

第 14 条 この会則に定めのない事項については、必要に応じて役員が協議して決めることができるものとする。

## 附 則

1. 本会の役員は、次の会員とする（敬称略）。  
会 長：鈴木 寛  
副 会 長：加藤 哲、小松崎 弘道  
代表委員：瀬戸島 政博、柴田 義冬、白戸 丈太郎、小川 忠利、日當 卓也、  
山崎 廣二、杉森 純子  
委 員：該当なし  
監 査：横井 伸之  
評 議 員：該当なし
2. 本会の顧問は、次の通りとする（敬称略）。  
村井俊治（東京大学名誉教授）
3. 年会費は、2,000 円とする。
4. 本会は、平成 25 年 12 月 19 日から発足する。
5. 本会の平成 25 年度の会計年度は設けず、発起人会による暫定期間として会費の徴収は行わない。平成 26 年度を初年度とする。
6. その他  
本会会長と事務局会計の連絡先  
会長 鈴木 寛  
事務局会計 東京都文京区白山 1-33-18 白山NTビル4F  
公益社団法人日本測量協会測量技術教育部 柴田 義冬

## 附 則 2

1. 本会則は、平成 25 年 12 月 19 日から施行する。
2. 平成 27 年 4 月 23 日 一部改正